

長野県子育て支援戦略（抜粋）

長野 県

平成 26 年 12 月 25 日

本戦略は、平成27年度から29年度の間、県が取り組む子育て支援の方向性を取りまとめたものであり、今後、市町村と協働して平成27年度からの施策化につなげていきます。

I 子育てに伴う経済的負担の軽減施策の目的

子育てにおいて負担感が大きい、保育料と医療費に対する負担を軽減するほか、居住環境の向上をはじめ多子世帯向けのサービスを充実することにより、安心して子どもを産み育てやすい環境を整えます。

○ 保育料に係る負担の軽減

市町村が行う第3子以降の保育所・幼稚園の保育料の負担軽減を新たに支援します。これにより、保育所の第3子以降の保育料については、兄弟の同時入所要件なく「保育料無料階層の拡大」「平均的な所得階層での国基準比1/2以下」を実現します。

○ 子どもに係る福祉医療制度の充実

- 1 子ども医療費助成制度のうち、入院に関して、その対象者を従来の「小学校3年生まで」から「中学校卒業まで」に拡大します。
- 2 障がい者医療費助成制度について、年度末年齢が18歳以下の子どもについては、世帯の所得制限を撤廃します。
- 3 福祉医療費資金貸付制度については、低所得世帯の方がより利用しやすい仕組みとなるよう市町村に働きかけます。

1 子どもの医療費助成の対象年齢

	現在	平成 27 年度～
入院	小学校 3 年生まで	中学校卒業まで
通院	就学前まで	(変更なし)

2 障害児（18歳未満）の医療費助成の所得要件

	現在	平成 27 年度～
入院	特別障害者手当準拠	所得制限廃止
通院	特別障害者手当準拠	所得制限廃止